

## 一定規模・適正配置の総括

### 1 一定規模の確保について

多摩市の児童数、生徒数はそれぞれ昭和59年度、昭和62年度をピークに減少に転じ、現在はピーク時の半数程度となっています。少子化が進む中、長期的には市内の学齢人口は減少していくことになりますが、ここ数年はほぼ横ばいの状態が続いている、今後数年間は全体としてほぼ横ばいとはいえる若干の微増傾向で推移していく見込みです。【参考資料1 児童・生徒数、学校数の推移・推計】

多摩ニュータウンの開発に伴う児童数、生徒数の増加に合わせ、学校設置を進めてきたことから、ピーク時には小学校25校、中学校12校ありました。その後、ニュータウン地区を中心に児童数、生徒数が減少に転じたことから、学校の小規模化が課題となり、学校統合を進めてきた結果、現在は小学校18校、中学校9校となり、平成28年度には東愛宕小、西愛宕小が統合し、小学校は17校となる予定です。

#### ■これまでの学校統合の経過

統合年度	統合前		統合後
平成6年度	中諏訪小学校	南諏訪小学校	諏訪小学校
平成8年度	南永山小学校	西永山小学校	瓜生小学校
	東永山小学校	北永山小学校	永山小学校
平成9年度	西永山中学校	永山中学校	多摩永山中学校
平成11年度	南落合小学校	北落合小学校	東落合小学校
平成12年度	西落合中学校	東落合中学校	落合中学校
平成20年度	豊ヶ丘中学校	貝取中学校	青陵中学校
平成21年度	竜ヶ峰小学校	多摩第二小学校	多摩第二小学校
平成23年度	南豊ヶ丘小学校	南貝取小学校	貝取小学校
	北貝取小学校	北豊ヶ丘小学校	豊ヶ丘小学校

「基本方針」を策定した平成17年度時点では、一定規模（小学校は各学年複数学級の12学級以上、中学校は各学年3学級の9学級以上）に満たない小規模校が小学校で10校、中学校で3校でしたが、学校統合を進めてきたことで、平成23年度現在では、小規模校は小学校で5校、中学校で2校となっています。

現在の通学区域、学校選択制に基づく今後の児童・生徒推計（平成23年5月現在）によると、平成29年度には、小学校で3校、中学校で2校が小規模校となる見込みであり、この学校は平成23年度現在の小規模校と同じ学校となっています。

逆に、既存地区や駅周辺を中心とした住宅建設、今年度から導入された小学校1学年の35人での学級編制などの影響もあり、今後、大規模校化していく見込みの高い学校が出現してきました。【参考資料2 学校規模の状況比較】

上記のように、一定規模に満たない学校についてはかなり解消されましたが、特定の学校では小規模の状態のままで推移していくことが見込まれ、また、逆に大規模校化していく見込みの高い学校が現れてきたことで、学校間の規模の格差が広がっていくという課題が出てきました。【参考資料3 学校別年齢別人数】

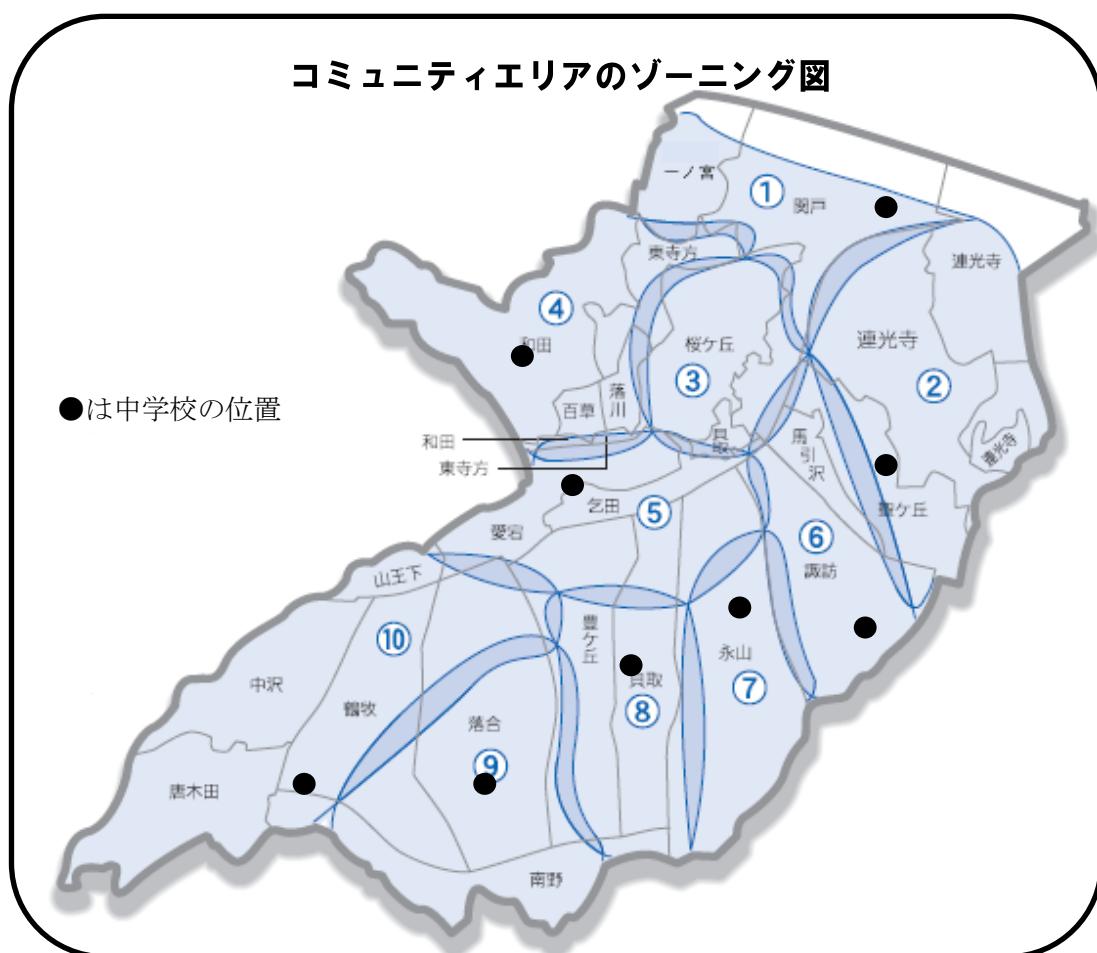
## 2 学校の適正配置について

「基本方針」の中では、学校の適正配置については、5つの観点（①一定規模の確保、②通学距離及び通学上の安全確保、③地域コミュニティと歴史的背景の考慮、④1中複数小の確保、⑤学校施設の活用）から進めるとして、市立学校の適正学校数を小学校16校、中学校8校としていました。

通学区域を見直していく上で、児童・生徒の通学上の安全確保に配慮することは最も重要なことであり、これについては今後の見直しの中でも重視していきます。

現在の中学校9校の通学区域は、第五次多摩市総合計画で定める10のコミュニティエリアとかなりの部分で重なりあっています。今後、地域が学校を支えていくしくみづくりを進めている中で、地域と学校の関係をより密接にしていくためにも、通学区域と地域のエリアとの整合となるべく図っていく必要があります。

東愛宕小、西愛宕小が統合すると、小学校17校、中学校9校で小学校1校の例外を除き1中2小の通学区域が実現します。今後は、1中2小で構成する「ブロック」を中心に小中学校の連携を強化し、小中学校と地域が連携しやすい学校配置、通学区域としていく必要があります。



### 3 見直しの方法について

これまでの多摩市における通学区域の見直しにあたっては、「基本方針」などの考え方の策定、これに基づいた対象校の具体的な見直し方策について、審議会に諮問し、答申を得て、これを尊重した形で教育委員会として決定するという方法をとってきました。

学識経験者、校長、公募市民など全市的な視点に立った意見を反映できるという一方で、学校・地域を代表して出席いただく委員の中には立場上配慮を必要とするございましたし、審議会として最終的に意見が1つにまとまりづらいなどという面もありました。

また、審議会が地域に入り、保護者、市民等へ説明し、理解を得るためにには、委員の皆さんに多くの時間と労力を割いていただく結果となりました。【参考資料4 見直しに要した期間】

今後の見直しについては、教育をとりまく環境変化などに合わせて、子どもたちのためにできる限り早期に対応していく必要があると考え、見直しの方法自体も見直すべきものと考えます。

## 4 総括

### ●一定規模・適正配置から標準規模・適正学区へ

これまでの取組みで特定の学校を除き、小規模校についてはかなり解消されてきました。これまでの学校規模の課題は、小規模校の解消が主でしたが、市内には大規模校化していく見込みの高い学校もあります。小規模校、大規模校ともに学校運営面などで課題があることから、今後は市内の学校規模の格差を是正し、どの学校もなるべく標準的な規模の学校となるよう、通学区域の適正化を進め、児童・生徒にとってよりよい教育環境を整備していく必要があります。

### ●子どもたちの安全確保、地域と学校の関係性の強化

東愛宕小、西愛宕小の統合で、学校数は小学校17校、中学校9校となります。「基本方針」で定めた適正学校数にするには、さらに小学校・中学校1校ずつ減らさなければなりません。

しかしながら、通学上の安全確保の面でも地域の協力が不可欠であることや中学校の通学区域とコミュニティエリアとの整合性をみても、これ以上学校数を減らすことは適切ではないと考えます。

したがって、当面の間は学校統合を行わず、学校規模の適正化を図る必要がある場合などは、「通学区域の変更」で対応していくものとします。

東日本大震災の教訓をふまえて、子どもたちの安全確保が最重要課題となっていることからも、子どもたちが地域の学校に通うことを基本とし、学校と地域コミュニティとの関係性をより密接にする必要があると考えます。

### ●今後の見直しの進め方

これまでの審議会に諮問し、答申を受けて、教育委員会で決定していくという進め方にはいくつかの課題があるため、見直す必要があります。

今後は、子どもたちの教育環境をより早期に整備していくためにも、教育委員会が、保護者へのアンケート調査や地域などの説明会、全市的なパブリックコメントなど、より多くの市民の方々の意見を聞くことができるような参画手法を用いながら、迅速に見直しを進めていきます。

## **学校選択制の総括**

### **1 導入の経過、目的**

平成9年1月27日付で、当時の文部省から「通学区域制度の弾力的運用について」という通知が出されました。この通知に端を発し、都内では平成12年度から品川区が小学校において初めて学校選択制を導入しました。

多摩市においては、平成12年11月30日付多摩市学区調査研究協議会のD地区（既存地区全域）答申の中に「通学区域の弾力的な運用について」が意見として加えられました。

平成13年1月に、それまでの指定校変更、区域外就学の審査基準を改正し、要件を緩和しました。さらに、同年4月16日に多摩市学区調査研究協議会に対し「多摩市立小・中学校における学校選択制について」を教育委員会で作成した案をベースに諮問し、同年7月10日付けで上記諮問に対し、おおむね案のとおり実施すべきとする答申がなされ、同年9月25日の教育委員会において、平成15年度から学校選択制を実施することを決定しました。

学校選択制を実施することを決定した際の導入目的は以下の2点です。

- ① 市民自らが学校を選択し、創り上げていく学校に誇りを持ち、かつ、選ばれた学校や教職員が選ばれたという誇りを持って学校教育水準の向上に努めるようになること
- ② 学校が競って多様な特色ある教育内容を提供することにより、児童・生徒の個性を伸ばし、いきいきと学校生活がすごせるようになること

### **2 利用の実態**

これまでの学校選択制の利用実績は以下のとおりです。平均すると、小学校で7パーセント弱、中学校で10パーセントの児童・生徒が学校選択制を利用して指定校以外の学校に就学しています。

#### **■学校選択制の利用実績**

##### **① 小学校**

年 度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	平均
4月入学者	1,127	1,128	1,079	1,151	1,124	1,169	1,125	1,205	1,126	1,137
選択制利用者	49	60	77	88	73	87	94	97	64	76.6
割 合	4.35%	5.32%	7.14%	7.65%	6.49%	7.44%	8.36%	8.05%	5.68%	6.73%

##### **② 中学校**

年 度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	平均
4月入学者	999	973	969	1,174	1,027	1,006	942	934	970	999
選択制利用者	74	77	132	154	55	127	100	135	55	101.0
割 合	7.41%	7.91%	13.62%	13.12%	5.36%	12.62%	10.62%	14.45%	5.67%	10.11%

※学校施設に余裕がない場合など、学校選択制による学区外からの受入をしていない学校もあります。

平成23年7月に実施しました、市内小中学校の児童・生徒の全保護者を対象とした「今後の通学区域のあり方等に関するアンケート」（以下「保護者アンケート」といいます）によりますと、学校選択制（指定校変更）を利用して指定校以外の学校に就学させた理由の上位5位は、次のとおりです。

■指定校以外の学校への就学を決めた理由（「保護者アンケート」より抜粋：複数回答可での設問）

順位	小学校		中学校	
1位	学校までの距離、通学上の利便性	25.6%	学校までの距離、通学上の利便性	17.2%
2位	児童・生徒、保護者の交友関係	15.4%	学校の風紀、落ち着きの度合い	16.7%
3位	学校の風紀、落ち着きの度合い	13.5%	児童・生徒、保護者の交友関係	15.1%
4位	児童・生徒数、学級数の多さ	8.7%	クラブ活動、部活動の状況	13.7%
5位	学校説明会、学校公開時の印象	7.8%	学校説明会、学校公開時の印象	8.5%

小学校、中学校ともに学校までの距離や通学上の利便性で選択している割合が最も高く、小学校では全体の4分の1を占めています。これに、児童・生徒や保護者の交友関係、学校の風紀の状況などが続いている。学校選択制を導入した目的の1つである、学校の教育内容、特色で選択したのは、小学校で6位(6.9%)、中学校で7位(6.3%)となっています。

学校選択制と類似した別の制度に「指定校変更制度」があります。市内で転居した場合、病気治療・心身の理由などの個別の事由により就学校を変更したい場合、申請により、就学指定校を変更できる制度です。

兄姉が学校選択制を利用して指定校以外の学校に就学した場合、その弟妹が就学する際には、指定校変更制度により、基本的には兄姉と同じ学校に就学できますので、兄弟姉妹は全員が指定校以外の学校に就学できることになります。平成23年度は、小学校56人、中学校17人がこの兄弟姉妹要件で入学しています。

このようなことから、上記で見た学校選択制の利用実績以上に、指定校以外の学校に就学している児童・生徒が多数いることになり、学校によっては全児童・生徒数の3割以上が通学区域外から就学している学校もあります。【参考資料5 児童・生徒の学区内外就学状況調べ】

### 3 学校選択制に対する評価

学校選択制を導入したことによる評価については、文部科学省が実施した全国自治体アンケートによると、以下のようなものが挙げられています。

■学校選択制を導入したことに対する評価（文部科学省：全国自治体アンケートより抜粋）

プラス面	マイナス面
○子どもが自分の個性に合った学校で学ぶことができるようになる	○入学者が減少し、適正な学校規模が維持できない学校が生じる
○保護者の学校教育への関心が高まる	○学校と地域との連携が希薄になる
○選択や評価を通じて特色ある学校づくりが推進できる	○通学距離が長くなり、安全の確保が難しくなる
○学校同士が競い合うことにより教育の質が向上する	○学校間の序列や格差が生じる

平成23年7月に多摩市内の小中学校の校長に対して実施した、多摩市の学校選択制に対する意見聴取の際に提出された意見の主なものは次のとおりです。

## ■学校選択制導入による学校としての評価（多摩市内小・中学校長への意見聴取結果より抜粋）

プラス面	マイナス面
<ul style="list-style-type: none"><li>○学校によっては児童・生徒の数が増えた</li><li>○教職員の意識改革、学校改善の取組みにつながった</li><li>○特色ある教育活動や学力向上への取組みを推進できた</li><li>○教育活動を地域に発信するようになった</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○入学者数が減少して、学校運営に苦慮している学校がある</li><li>○通学圏域が広がり、緊急時などの児童生徒の安全確保の面での対応が困難になる</li><li>○教育活動を理由に選択しているとは必ずしも言えない状況にある</li><li>○地域の学校という公立学校の立場が不明確になった</li></ul>

全国自治体アンケートと市内小中学校の校長の評価を比較してみると、同じような傾向が示されています。学校選択制には、全国、多摩市を問わず、選択されることによるプラスの面もありますが、一方で選択されなかった学校、その地域としては深刻なマイナスの面があります。

先の「保護者アンケート」によりますと、現在の学校選択制についてどう思うかという問い合わせに対し、「よい面もあるが、よくない面もある」と回答した保護者の割合が全体の7割弱を占め、「よい面が大きい」は2割にとどまっています。

「よい面」についての問い合わせに対しては、保護者、児童・生徒の選択の自由度が高まる、通学上の利便性、安全・安心の向上が図られる、が上位を占めています。一方、「よくない面」についての問い合わせに対しては、通学上の安全確保が難しくなる、小規模校の更なる小規模校化を助長する、児童・生徒数、学級編制に大きな影響を及ぼす、が上位を占めています。【参考資料6 保護者アンケート結果の抜粋】

## 4 総括

### ●学校選択制にはプラスの面もありますが、それを上回るマイナス面があります

学校選択制を導入したことでの一定の成果をもたらしました。この点については、制度を見直した後も、引き続き成果を持続できるよう、教育委員会、学校ともに努力していくべきと考えています。

しかしながら、以下に掲げるマイナス面の課題は、学校の運営や地域などに大きな影響を与えることから、現在の制度は見直すべきものと考えます。

- ① 学校間の規模の格差、特に小規模校の更なる小規模校化を助長する
- ② 緊急時など、学区外から通学する児童・生徒への安全確保に困難性がある
- ③ 地域と学校、地域と子どもたちとの密接な関係を構築しづらくなる

### ●学校選択制の趣旨を残した新たな制度へ

現在の学校選択制のように、特別な理由を問わずに自由に学校を選択できるという点は見直しますが、教育委員会が保護者の意見を事前に聞いた上で就学指定校を決定（変更）するという、学校選択制の趣旨は今後も残していくたいと考えます。

指定校以外の学校に就学するための制度として指定校変更制度がありますが、類似する2つの制度があることでのわかりにくさを解消するため、2つの制度を一体化した新たな制度への移行を図ります。新たな制度では、指定校へ就学することを基本とし、通学の利便性（通学距離・通学時間が短縮できる、安全が確保できる）や個人・家庭の事情等を考慮して、就学指定校を決定・変更できるようにします。

## **見直しの基本的な考え方・視点**

一定規模・適正配置の総括、学校選択制の総括をふまえ、以下の基本的考え方のもとに、3つの基本的視点に立って今後の通学区域制度の見直しを図っていきます。

### 1 基本的考え方

**明日に向けたまちづくりを実現するため、できる限り早期に子どもたちにとって持続可能で望ましい教育環境の整備を図ります**

### 2 基本的視点

#### **視点1 学校規模の適正化を推進していきます**

多摩市では、ニュータウン地区を中心に小規模校が多く存在したことから、これまで、「一定規模」という学校規模の下限の基準を定めて、この基準を満たす学校づくりを進めてきました。

この結果、小規模校の数はかなり減ってきましたが、一方で、既存地区の学校の中には、国の基準でいう大規模校となる可能性が高い学校が現れてきました。

これには、通学区域内の児童生徒数の増加に加え、これまで実施してきた学校選択制により通学区域外の学校に就学する児童生徒の割合が増加したこと、今年度に入ってから始まった35人学級の導入などという要素も影響しています。

小規模校には、クラス替えができないことから人間関係が固定化する、多様な考え方から自分としての意見をまとめるなど集団教育による効果を発揮しづらくなる、学校行事の運営が制限されるなどの教育的課題があります。

一方、大規模校にも、同じ学校の児童・生徒であることの一体感や帰属意識の形成、養護教諭による児童・生徒の把握、理解が難しくなるほか、教室や校庭、体育館など施設使用に制限が生じる、校内の移動に時間がかかる、児童・生徒が集合できる場所を確保しづらいなどの課題があります。

したがって、今後も小規模の状態が続く見込みの高い学校と大規模校化しつつある学校との間の規模の格差を是正し、できる限り平準化していくことが、児童・生徒にとっての望ましい教育環境として必要であると考えています。

このために、理由を問わずに学校を選択できたこれまでの学校選択制を見直し、指定校に就学することを基本とする制度に改め、また必要に応じて隣接する学校間の通学区域を変更するなどして、学校規模の適正化を進めています。

## **視点2 学校と地域との連携を強化していきます**

通学区域制度を見直すにあたっては、学校と地域コミュニティとのあり方をふまえていくことがこれまで以上に重要になります。

子どもたちの日常的な安全確保の面、学習活動などの教育支援の面でも、学校が地域に支えられる部分は大きくなっています。特に、多摩市では今後、学校支援地域本部事業に力を入れていくことなどからも、学校と地域が連携をとりやすい体制づくりが求められています。

また、「第五次多摩市総合計画」では、新たに学校が「地域コミュニティの核」として位置づけられました。学校という施設が、地域のコミュニティを醸成していくための機能も担うことになります。

のことからも、子どもたちは地域の中で成長していくことが望ましいと考え、地域にある学校（指定校）に就学することを基本とする制度に改めます。また、通学区域と地域コミュニティエリアとの整合を意識しながら、必要な通学区域の変更を行っていきます。

さらに、市内の小中学校を中学校単位に9つにブロック化し、学校間の連携強化を図ることで、ブロック内の中学校と地域コミュニティとの連携もより強化できる基盤をつくります。将来的には、地域による学校評価などを通じて、学校運営に地域が参画するしくみの導入も視野に入れていきます。

## **視点3 子どもたちの安全を確保していきます**

東日本大震災を受けて、緊急時における子どもたちの安全確保、保護者が安心して通学させることができる学校づくり、防災安全教育の重要性を改めて認識しました。特に、緊急時に児童・生徒を学校から帰宅させる場合には、通学区域外から通学している児童・生徒への対応は困難性が高い状況にあります。

学校は地域の防災拠点という位置づけでもあることから、緊急時には最寄りの学校がその地域の避難場所・避難所となります。地域の方から緊急時にはこの学校に避難するという意識をもっていただくことで、日常的な地域の子どもたちの見守り強化につながり、これにより地域の安全力・防犯力が向上すると考えます。

のことから、子どもたちは地域にある学校（指定校）へ就学することを基本とし、通学上の安全確保がより図られる場合や特別な理由がある場合に限り、指定校以外の学校に就学できるような制度に移行することが必要であると考えます。

学校においては防災安全教育をより充実させていくとともに、緊急時における学校、保護者、地域との連携のあり方についても具体的なシステムづくりに向けて検討をしていきます。

多摩市では、持続発展教育（E S D）の推進に取り組んでいることから、教育条件・教育環境をハード面で整備していく上でも、この考え方を基本に据えていきます。施設の更新にあたっては、現在ある施設の長寿命化を図るとともに、個別の判断により校舎等の建替えをする場合においては、ライフサイクルコスト（注）を勘案して施設更新をするものとします。施設更新時には、自然エネルギーを活用するとともに、防災拠点としての学校の役割を担えるような整備を進めています。

(注) ライフサイクルコスト・・・建物を企画・設計・建築し、その建物を維持管理して、最後に解体・廃棄するまでの、  
建物の全生涯に要する費用の総額

## 具体的な見直し内容

### 見直しの目的（基本的考え方・視点）

子どもたちにとって持続可能で望ましい教育環境の整備を図ります

- 1 学校規模の適正化を推進していきます
- 2 学校と地域との連携を強化していきます
- 3 子どもたちの安全を確保していきます

#### 通学区域

##### [課題]

- 1 学級や学校の運営に課題がある小規模校が依然として存在します
- 2 学校の運営面で課題ができる大規模校となる可能性の高い学校が出現してきました

見直し

#### 学校選択制・指定校変更

##### [学校選択制の課題]

- 1 学校間の規模の格差、特に小規模校の異なる小規模校化を助長します
- 2 緊急時など、学区外から通学する児童・生徒への安全確保に困難性があります
- 3 地域と学校、地域と子どもたちとの密接な関係を構築しづらくなります

見直し

- 大規模校と小規模校が隣接する地区など、学校規模の適正化が必要な地区などの通学区域の見直しを行います
- 現在の通学区域は、おおむねコミュニティエリアとの整合がとれ、原則1中2小となっているため、学校の統合は当面行いません

#### 1 通学区域の変更

- 多摩第一小・多摩第二小・東寺方小の通学区域の再編（すでに計画決定済）
- 学校規模の格差が大きい愛宕地区と和田地区の小中学校の通学区域の変更の検討
- 特定の地区で、現在の在籍状況、通学上の安全確保などを考慮して、今後見直しの要否を具体的に検討します

#### 2 調整区域の設定

- 通学区域の中の学校の位置関係などから、隣接する学校の方が安全確保の容易な場合
- 個別対応として、隣接する学校への就学を希望できる区域（調整区域）を設定します

#### 3 就学指定校決定・変更制度

- 通学区域内の学校（指定校）に就学することを基本とします
- 学校施設上の制約、適正な学校規模（児童・生徒数、学級数）を勘案した上で、各校の学区外から受入可能な範囲を設定します
- 学区外からの受入は、「指定校以外の学校に就学できる基準」に該当する場合のみとします
- 「基準」の中で優先順位の高い事由に該当する申請者から、受入可能な範囲まで就学を認めます

## 1 通学区域の変更

### ① 通学区域についての考え方

平成29年度までの児童・生徒推計をみると、市内全体の学齢人口には大きな変化はないものと見込まれます。市内の小中学校をみると、多少の差異はあってもおおむね標準的な規模の学校が多く存在すること、現在の通学区域は地域とのつながりや通学上の安全確保を考慮して設定されたものであることから、全市的に通学区域を大きく見直す必要性は低いと考えます。

よって、見直すべき必要性の高い学校、区域のみを見直しの対象とします。具体的には、大規模校化していく見込みの高い学校、規模の大きな学校と小さな学校が隣接している区域など、学校規模の適正化を進める必要が高い学校・区域を見直しの対象とします。その他、通学区域のバランス、指定校・隣接する通学区域の学校（以下「隣接校」といいます）への児童・生徒の就学状況などから、個別に通学区域の見直しの検討をしていきます。

通学区域の見直しにあたっては、中学校を中心とした1中2小でのブロック単位での学校連携、学校と地域との連携をさらに進めていくための基盤をつくることからも、小学校と中学校の通学区域が不統一となっている区域の整理を併せて図っていきます。

また、市内の小中学校の数については、コミュニティエリアとの整合、1中2小でのブロック単位での連携などを考慮すると、「基本方針」での適正学校数（小学校16校・中学校8校）とするために、これ以上学校数を減らすことは好ましいことではないと考えます。

したがって、学校統合は東愛宕小・西愛宕小の統合までとし、当面の間は学校統合を行わず、統合後の学校数（小学校17校・中学校9校）を維持していきます。

#### ■学校規模の適正化を図るために、「通学区域の見直し」及び「見直しの検討」を行います

##### ●見直すべき学校・区域

###### ○大規模校化する見込みの高い学校

**対象校** 多摩第一小、多摩第二小

###### ○規模の大きな学校と小さな学校が隣接している区域

**対象校** 多摩第二小、愛宕地区統合新校（東愛宕小・西愛宕小）

和田中、東愛宕中

##### ●見直しを検討すべき学校・区域

###### ○通学区域のバランス、指定校・隣接校への児童・生徒の就学状況などから見直しの検討が必要と思われる学校・区域

**対象校** 諏訪小、北諏訪小

豊ヶ丘小、貝取小、永山小、東落合小

青陵中、多摩永山中、落合中

#### ■学校統合は、東愛宕小・西愛宕小の統合までとし、当面は行いません

## ② 通学区域見直しの対象校、対象区域

### ア 大規模校化する見込みの高い学校

既存地区の3小学校（多摩第一小・多摩第二小・東寺方小）については、通学区域内の児童数の増加、35人での学級編制の導入の影響などで、今後、現在の施設規模を上回るほど、児童数・学級数が増加していく見込みです。特に、多摩第一小・多摩第二小については、全校で25学級以上の大規模校となる見込みが高いことから、両校に隣接する東寺方小の校舎を増築し、両校の通学区域の一部を編入することで、隣接する3つの小学校の学校規模の平準化、適正化を図ります。

この3校については、「既存地区3小学校（多摩第一小・多摩第二小・東寺方小）及び愛宕地区統合新校 教育環境整備計画」で、平成25年度からの通学区域の変更が決定済です。

### イ 規模の大きな学校と小さな学校が隣接している区域

上記のとおり多摩第二小については、規模の大きな学校であり、東寺方小と通学区域の一部を変更しますが、引き続き大規模校化の見込みの高い学校です。

東愛宕小、西愛宕小については、小規模校であることから平成28年度に統合する予定ですが、両校が統合しても、一定規模の基準である各学年複数学級には満たない状況にあります。

このように、大規模校化する学校と統合しても小規模校となる学校が隣接していることから、この区域の通学区域の見直しを行い、学校規模の適正化を図ります。

さらに、この区域の中学校である和田中、東愛宕中についても、小学校と同様に学校規模に格差があることから、小学校に合わせ中学校についても見直しを図ります。

### ウ 学校の位置と通学区域のバランスを是正すべき学校

諏訪小の通学区域のうち、北諏訪小の校地に接している区域があります。この区域は、諏訪小の通学区域の中でも最も学校から距離があり、直線半径1キロメートルを超える部分を含みます。この区域は現在、事業所やその跡地等となっており、居住している児童・生徒は存在しませんが、将来の住宅建設等への対応を図るために、通学区域の見直しの検討を行います。

### エ 児童・生徒の就学状況、地域的なつながり等から、今後見直しの検討をすべき学校

次ページに掲げる「調整区域」として設定する区域のうち、以下の区域については、これまでの児童・生徒の就学状況から、指定校に比べて隣接校へ就学している割合が高いこと、当該区域が隣接校の校地に接していること、隣接する中学校区との地域的なつながりが強いことなどから、今後の就学状況等をふまえ、通学区域見直しの要否の検討を行います。

区 域	現在の通学区域	見直しを検討する通学区域
貝取1－1 4～2 2	豊ヶ丘小・青陵中	永山小・多摩永山中
貝取2－2・3	豊ヶ丘小	貝取小
南野2－1～9、2 2	貝取小・青陵中	東落合小・落合中

## ③ 見直しのスケジュール

別紙「見直しスケジュール」のとおり、見直しを進めていきます。

## 2 調整区域の設定

### ① 調整区域の考え方

指定校への就学を基本とします。しかしながら、区域によっては指定校までの距離が一定以上となり、隣接校のほうが、通学距離・時間の短縮、通学上の安全確保が図りやすい場合が生じます。

通学上の安全確保から、通学に要する時間はなるべく短くなることが望ましいため、小中学校ともに30分を超える場合は通学時間として一定以上となると考えます。30分で通学できる距離は、おおむねの基準として小学校で約1.5キロメートル、中学校で約2キロメートルと想定し、これを超える場合を通学距離として一定以上となると考えます。個別に通学距離を計算することは難しいため、学校からの直線距離が、小学校で半径1キロメートル、中学校で半径1.5キロメートルを超える区域については、通学距離・時間が一定以上となる区域とします。

このような区域について、以下の要件に該当する場合には、受け入れる学校の運営に支障のない範囲で、隣接校への就学を希望できるようにします。

#### ■指定校までの通学距離・時間が一定以上となる区域

- 小学校 おおむね通学距離1.5km以上（直線半径1km以上）・通学時間30分以上  
中学校 おおむね通学距離2km以上（直線半径1.5km以上）・通学時間30分以上

### ② 調整区域として設定する区域

上記の通学距離・時間が一定以上となる区域に該当し、隣接校であれば通学距離・時間を半分程度に短縮できる区域を基本とし、小学校については、同一の中学校の通学区域内の隣接校であることなども考慮に加え、以下の要件に該当する区域を「調整区域」として指定し、隣接校への就学を希望できる区域とします。

A区域	指定校までの通学距離・時間が一定以上となる区域に該当し、隣接する通学区域の学校であれば、通学距離・時間を半分程度に短縮できる区域
B区域	指定校までの通学距離・時間が一定以上となる区域に該当し、指定校・隣接校までの距離に大きな差異がなく、通学上の安全確保を同程度に図ることができる隣接校が同じ中学校の通学区域内にある区域
C区域	指定校までの通学距離・時間が一定以上となる区域には該当しないが、通学区域の境界付近に位置し、通学距離・時間を半分程度に短縮できる隣接校が同じ中学校の通学区域内にある区域

#### ■調整区域の区分の整理

区域	指定校までの通学距離・時間が一定以上	通学距離・時間を半分程度短縮できる	同一の中学校区	その他
A	○	○	△※	
B	○	×	○	指定校、隣接校までの距離が同程度
C	×	○	○	通学区域の境界付近に位置

※中学校を除きます（小学校でも一部該当しない区域があります）

③ 調整区域として指定予定の区域

中学校区	小学校区	調整区域
多摩中学区	多摩第一小学区	桜ヶ丘1-1～11、33～36、39～42、53、54 ⇒東寺方小への就学を希望できる区域 <b>A区域</b>
	東寺方小学区	
和田中学区	多摩第二小学区	
東愛宕中学区	東愛宕小学区	
	西愛宕小学区	
	多摩第三小学区	
聖ヶ丘中学区	連光寺小学区	連光寺1-20～41（向ノ岡地区） ⇒多摩中への就学を希望できる区域 <b>A区域</b>
	聖ヶ丘小学区	聖ヶ丘1-2～13、44、49 ⇒連光寺小への就学を希望できる区域 <b>A区域</b>
諏訪中学区	北諏訪小学区	馬引沢1丁目全部 ⇒聖ヶ丘中への就学を希望できる区域 <b>A区域</b>
	諏訪小学区	
多摩永山中学区	永山小学区	永山3-18（オーベル多摩永山） ⇒瓜生小への就学を希望できる区域 <b>C区域</b>
	瓜生小学区	
青陵中学区	貝取小学区	南野2-1～9、22 ⇒東落合小・落合中への就学を希望できる区域 <b>A区域</b> ※1
	豊ヶ丘小学区	貝取1-14～22 ⇒永山小・多摩永山中への就学を希望できる区域 <b>A区域</b> ※2 貝取2-2・3（グリーンメゾン貝取2） ⇒貝取小への就学を希望できる区域 <b>C区域</b>
落合中学区	西落合小学区	
	東落合小学区	
鶴牧中学区	南鶴牧小学区	鶴牧1-17（アルテヴィータ） ⇒大松台小への就学を希望できる区域 <b>B区域</b>
	大松台小学区	

※1 小学校はA区域に該当しませんが、中学校区が異なるため、小中学校ともに同一の取り扱いとします。

※2 中学校はA区域に該当しませんが、中学校区が異なるため、小中学校ともに同一の取り扱いとします。

### 3 就学指定校決定・変更制度「(仮称) 条件付学校希望制」

#### ① 見直しの内容

現在の学校選択制、指定校変更制度を前記の基本的視点に立って見直し、2つの制度を合わせた、就学する学校を決定（変更）するための就学指定校決定・変更制度に移行します。

##### ■就学指定校決定・変更制度

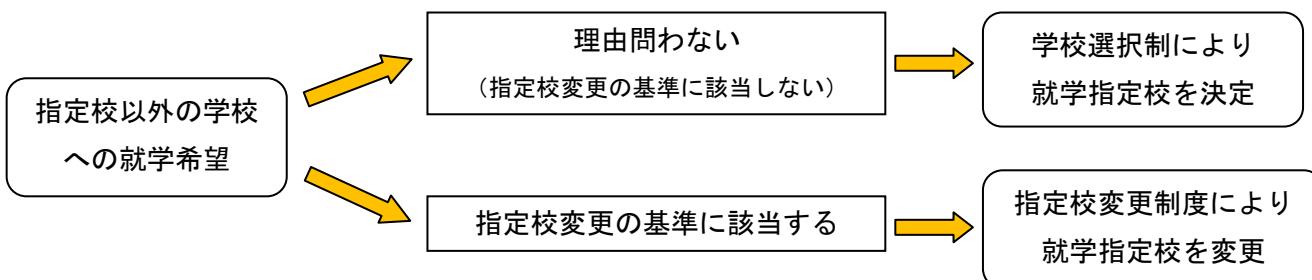
通学区域内の学校（指定校）に就学することを基本とします。しかしながら、指定校以外の学校に就学することが当該児童・生徒にとってより望ましいと思われる場合（「指定校以外の学校に就学できる基準」に該当する場合）には、受け入れる学校の運営に支障がない範囲で、その事由の優先度が高い児童・生徒から、希望する指定校以外の学校に就学することができる制度です

#### ② 実施時期

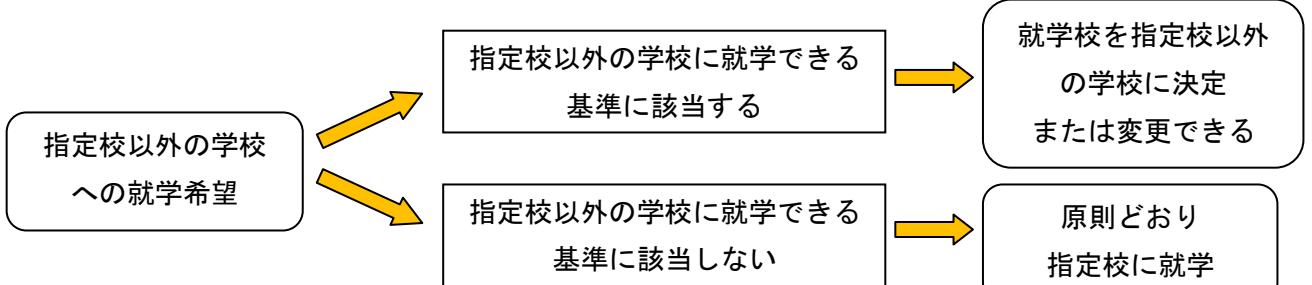
平成25年度に転入学する児童・生徒から適用します。（平成24年度中に転入する児童・生徒については、現行制度を適用します。）

#### ③ 現行制度と新制度の比較

##### ■現行制度（学校選択制、指定校変更制度）



##### ■新制度（就学指定校決定・変更制度）



○児童・生徒が入学する前年度の春（4月下旬～5月上旬）に制度のご案内を送付します。

○児童・生徒が入学する前年度の秋（10月初旬）に、指定校以外の学校への就学希望票を送付しますので、「指定校以外の学校に就学できる基準」に該当し、指定校以外の学校への就学を希望する場合には、指定期日までに希望票を提出ください。

#### ④ 指定校以外の学校に就学できる基準

以下の表に示す事由に該当する場合には、事由ごとの内容、対象・期間に応じて、指定校以外の学校への就学希望を受け付けます。ただし、事由ごとに優先度を分け、優先度の高い事由に該当する希望者から、受け入れの可能な範囲で就学していただきます。

優先度の考え方は、心身の理由など教育上配慮すべき必要性の高い場合、希望校の通学区域に転居することが確実な場合は、当該指定校の児童・生徒と同等に就学できるものとし、それ以外の事由については、受入れ可能な範囲内で就学できるものとします。

現行制度により就学した児童・生徒への配慮から、特定の事由については一定期間の経過措置を設けます。

該当事由	内 容	対象・期間	優先度
<b>教育的配慮が必要な場合</b>			
心身的理由	病気治療、心身の理由がある等、教育上の配慮が必要な場合(身体的理由、いじめ、登校拒否等の精神的理由等により、指定校への就学が困難と認められる場合)	適当と認められる学校へ就学	状況により設定 A
兄弟姉妹関係	指定校以外の学校に兄弟姉妹が在籍している場合	兄弟姉妹の在籍学校に就学	全学年 卒業まで B ※1
小中学校の継続	指定校以外の小学校に在籍しており、当該小学校の属する中学校への就学を希望する場合(中学校のみ)	在籍する小学校の属する通学区域の中学校へ就学	全学年 卒業まで C ※2
<b>転居による場合</b>			
転居予定	今後1年以内に転居することが確実であり、あらかじめ転居先の通学区域の学校に就学を希望する場合	新たな居住地の指定校へ就学	全学年 1年前から A
一時転居	住宅の建替え・増改築等により、一時的に学区外に転居するが、転居前の在籍校に引き続き在籍したい場合(就学後)	現在籍校に引き続き就学	全学年 卒業まで B
在学中の途中転居	市内で転居したが、転居前の在籍校に引き続き在籍したい場合(就学後)	《現在籍校に引き続き就学》※3 小)1~4年生は学年末まで。5・6年生は卒業まで延長可 中)1年生は学年末まで。2・3年生は卒業まで延長可	C
<b>家庭環境による場合</b>			
下校後の保護	ひとり親家庭、自営業等などの理由で、指定校以外の学校のほうが緊急時等の安全確保が容易となる場合(小学校のみ)	預り場所である祖父母等の居住地の指定校または店舗等の場所の指定校へ就学	全学年 卒業まで B
<b>教育活動による場合、その他</b>			
教育活動	部活動など、学校独自の教育活動により、指定校以外の学校への就学を希望する場合(中学校のみ)	希望する学校独自の教育活動(部活動など)のある学校へ就学	年度当初のとき C
その他	上記の事由には該当しないが、教育委員会が必要と認める場合	事由により決定	事由により決定 ABC
優先度A 優先的に就学できます(学区内の児童・生徒と同等程度の扱いとします) B 受入が可能な範囲で就学できます C Bを受け入れても、さらに余裕がある場合に就学できます			

#### 経過措置

※1 現行制度に基づき就学した児童が卒業するまでの間(平成25~平成29年度)、生徒が卒業するまでの間(平成25・26年度)については、小中学校それぞれ当該事由の優先度はAとします

※2 現行制度に基づき就学した児童については、当該事由の優先度はBとします

※3 現行制度に基づき就学した児童・生徒については、学年にかかわらず卒業まで就学できるものとします